

J:COM WiMAX サービス利用規約
※新規のサービス申込みを停止いたします

第1条（適用）

当社は、この J:COM WiMAX サービス利用規約（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）により、J:COM WiMAX サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスは、当社が提供するインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービスまたは J:COM TV サービス加入契約約款（以下「TV 約款」といいます。）に規定する放送サービス、電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する加入電話サービスもしくはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定するプライマリ電話サービス、J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する J:COM PHONE プラスサービス（以下「電話サービス」といいます。）のいずれかの契約者（以下「J:COM 契約者」といいます。）にのみ提供します。

3 本規約と各約款の規定が抵触する場合は、本サービスの提供に関する内容に限り本規約を優先して適用します。その他の内容は、各約款に準じて取り扱います。

第2条（変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社が別に定める事項については、随時変更することがあります。

第3条（用語）

本規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。また、約款で定義された用語は、本規約でも同一の意味を有します。

2 前項に定めるほか、本規約において次の各号の意味は各号に定めるとおりとします。

- (1) 「J:COM WiMAX サービス」とは、J:COM 契約者向けに提供するサービス（インターネット接続サービスの内、学校向けに提供する品目を除く）で、WiMAX 回線によるインターネット接続環境を提供するサービスをいいます。
- (2) 「WiMAX 回線」とは、当社が、UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「UQ」といいます。）による広帯域移動無線アクセスシステムサービスの卸電気通信役務を利用して提供する、高速モバイル通信回線をいいます。
- (3) 「WiMAX 契約」とは、本サービスを利用するための契約をいいます。
- (4) 「WiMAX 契約者」とは、J:COM 契約者のうち、本サービスを契約している者をいいます。
- (5) 「WiMAX 対応機器」とは、本サービスを利用するために契約者が保有する、アンテナ及び無線送受信装置で、契約者端末に装着、接続もしくは内蔵されている機器をいいます。
- (6) 「契約者端末」とは、本サービスを利用するために契約者が保有する、パーソナルコンピュータなどの機器をいいます。

第4条（契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに1のWiMAX 通信回線を提供します。

2 契約者が1のWiMAX 通信回線で利用できるWiMAX 対応機器は1つまでとし、この機器は契約者が自ら調達し、本サービスの申し込み時に使用したものに限りします。

第5条（申込み）

本サービスの申込みは、当社が提供するインターネット接続サービスもしくは放送サービス、電話サービスいずれかの J:COM 契約者が、本規約に同意のうえ、当社が別途定める手続に従って行った場合のみ受け付けます。ただし、当社が認めた場合、この限りではございません。

- 2 当社は、申込みを受け付けた順に従って承諾し、WiMAX 契約者として登録します。
- 3 当社は、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) WiMAX 回線を提供することが、運用上または技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込みを行った契約者が利用するインターネット接続サービスもしくは放送サービス、電話サービスが、一時中断、休止、もしくは利用停止された状態のとき。
 - (3) 本規約に違反する恐れがあると認められるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第6条（最低利用期間）

当社は、本サービスに利用の最低利用期間を適用しません。

第7条（提供区域）

本サービスの提供区域は、当社が別に定めるところによります。

- 2 提供区域内であっても、電波状況などの環境により、本サービスを利用できない場合があります。当社は、その場合において、いかなる保証も行いません。

第8条（通信速度）

当社が本規約で定める通信速度は最高時のものであり、電波状況などの環境、WiMAX 対応機器、契約者端末、その他の理由により変化します。当社は、その場合において、いかなる保証も行いません。

- 2 当社は、WiMAX 利用者が一定時間内に基準値を超える大量の情報等を送受信しようとしたときは、その通信速度を一時的に制限し、またはその超過した情報等の全部もしくは一部を破棄します。
- 3 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。当社は、その場合において、一切の責任を負わないものとします。

第9条（料金の適用）

WiMAX 契約者は、当社がその申込みを承諾した日の属する暦月から起算して、WiMAX 契約の解除があった日の属する暦月までの期間（期間は月単位とし、承諾と解除が同暦月内の場合は1ヶ月間とします。）について、当社が料金表に規定する利用料の支払を要します。

第10条（契約の解除）

WiMAX 契約者がWiMAX 契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定める方法により通知することとします。

- 2 当社は、次の場合には、予告なくWiMAX 契約を解除することがあります。
 - (1) WiMAX 契約者のインターネット接続サービスもしくは放送サービス、電話サービスのいずれか、または全部の契約が解除された場合。
 - (2) WiMAX 契約者のインターネット接続サービスもしくは放送サービス、電話サービスのいずれか、または全部が、一時中断もしくは休止された場合。
 - (3) 本規約に規定された義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合。

第11条（利用の一時中断および休止）

当社は、本サービスに利用の一時中断および休止を適用しません。

第12条（利用中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社またはUQの電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき。

(2) UQ が本サービスの提供に必要となるサービスの提供を中止した場合
2 前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第13条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。

- (1) WiMAX 契約者のインターネット接続サービスが、一時停止された場合。
- (2) 本規約および約款に規定された義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合。
- (3) 本規約に違反した恐れのある WiMAX 契約者を調査するとき。
- (4) 前各号のほか、本規約に違反する行為、本サービスに関する当社もしくは UQ の業務の遂行若しくは電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条 (WiMAX 対応機器および契約者端末)

本サービスの利用には、WiMAX 対応機器および契約者端末が必要となります。

2 WiMAX 対応機器および契約者端末の準備、設置等および維持管理は、WiMAX 契約者の費用と責任において行うものとします。

3 当社は、利用者の使用する WiMAX 対応機器に異常がある場合およびその他本サービスの円滑な提供に支障がある場合、利用者に対し、当社または UQ による当該 WiMAX 対応機器の WiMAX 回線への接続が UQ の定める端末技術基準等に適合するか否かの検査を受けることを要求できるものとし、契約者は、自らの費用負担にて当該検査に応じるものとします。

4 WiMAX 契約者の使用する WiMAX 対応機器について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「電波法」といいます）の規定に基づき、UQ が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられた時は、WiMAX 契約者は、自ら使用する WiMAX 対応機器の使用を停止して、自らの費用負担にて、無線設備規則（昭和 25 年電波管理委員会規則第 18 号）に適合するよう、その修理等を行うものとします。当社は WiMAX 契約者に対し、当該修理等が完了した WiMAX 対応機器について、電波法の規定に基づく検査を受けることを要求できるものとし、WiMAX 契約者は、自らの費用負担にて、当該検査に応じるものとします。

5 当社は、第 3 項又は第 4 項に基づき、WiMAX 契約者の使用する WiMAX 対応機器が当該条項に定める基準・規則等に適合していると認められない時は、WiMAX 契約者への本サービスの利用を中止・解約等できるものとします。

6 第 4 項に規定する検査のほか、WiMAX 契約者の使用する WiMAX 対応機器について電波法に基づく検査を受ける必要がある場合の取り扱いについては、第 4 項及び前項の規定を準用するものとします。

7 前 4 項に規定する場合のほか、当社は、WiMAX 契約者の使用する WiMAX 対応機器について、WiMAX 回線との接続の正常性等を確認するための試験を実施することが必要であると判断した場合、UQ が指定する機関が行う検査を受けるよう、WiMAX 契約者に対して協議を申し入れることができるものとします。当該試験の結果、当該機関がその正常性等を確認できないと判断した場合は、WiMAX 契約者は当該 WiMAX 対応機器を使用しないものとします。

8 当社は、WiMAX 契約者が、WiMAX 対応機器および契約者端末の選択を誤ったため、または、故障その他瑕疵等のため、本サービスを正常にまたは全く利用できなかった場合も、何ら責任を負いません。

第15条（技術仕様等の変更）

当社は、本サービスにかかわる技術仕様、その他の提供条件などの変更に伴い、WiMAX 契約者が使用する WiMAX 対応機器の改造、交換または撤去等を要する場合も、その費用について負担しないものとします。

第16条（無保証）

当社は、本サービスについて、第4条（提供区域）および第5条（通信速度）に定めるほか、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、を含め、何らの保証も行いません。

第17条（無線事業における利用の禁止）

WiMAX 契約者は、WiMAX 回線を自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話等に係る電気通信事業をいいます。）の用に供してはならないものとします。

J:COM WiMAX 料金表

(料金表の適用)

本サービスに関する料金額の適用については、この料金表の規定によります。

その他、消費税相当額の加算などの適用については、約款の規定によります。

1. 利用料

本サービスには、次表の種別があります。

(1) J:COM WiMAX 年間パスポート

通信速度	料金額 (月額)
下り速度上限を 40Mbps、上り速度上限を 15.4Mbps とする	3,429円 (税込 3,703円)
取り扱い ア J:COM WiMAX 年間パスポートは、当社がその申込みを承諾した日（イの規定により更新された場合は、その更新があった日とします。）の属する暦月の初日から起算して 1 年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）の末日をもって満了となる契約のことをいいます。 イ 当社は、J:COM WiMAX 年間パスポートが満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に、J:COM WiMAX 年間パスポートを更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、WiMAX 契約者より WiMAX 契約の解除の申し出がある場合には、この限りではありません。 ウ WiMAX 契約者は、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日 WiMAX 契約の解除があった場合、WiMAX 契約解除料の支払いを要します。 エ WiMAX 契約者が、インターネット接続サービス契約、放送サービス、電話サービスにおいて定期契約を締結している場合は、前 3 項の規定は適用しません。	

2. 契約解除料

区 分	単 位	料金額
WiMAX 契約解除料	1 の WiMAX 回線ごとに	5,000円 (税込 5,400円)

附則

(実施期日)

この規約は、平成22年12月15日から実施します。

附則

本改正規約は、平成23年4月1日より施行します。

附則

本改正規約は、平成23年9月1日より施行します。

附則

本改正規約は、平成24年1月1日より施行します。

附則

本改正規約は、平成24年11月1日より施行します。

附則

本改正規約は、平成26年2月1日より施行します。

附則

本改正規約は、平成26年4月1日から実施します。

附則

本改正規約は、平成26年7月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。